

(目的)

第1条 この告示は、日本政策金融公庫（以下「公庫」という。）の小規模事業者経営改善資金（以下「融資」という。）を利用した者に対し、予算の範囲内において、利子補給金（以下「補給金」という。）を交付することにより、金利負担を軽減し、もって小企業の経営の安定及び発展に資することを目的とする。

(補給対象者)

第2条 この告示に基づく補給金の交付を受けることができる者は、次に掲げる要件に該当するものとする。

- (1) 市内に事業所を有し、同一事業を引き続き1年以上営む者
- (2) 令和6年4月1日から令和9年3月31日までに融資の実行を受けた者
- (3) 納期限の到来した市税・料を完納している者

(補給金)

第3条 補給金は、支払利子額の全額とする。ただし、20万円を上限とする。

(補給期間)

第4条 補給金の交付対象期間は、公庫が定める利息支払開始月から1年以内とする。

(補給金交付申請)

第5条 補給金の交付を受けようとする補給対象者（以下「申請者」という。）は、三次市小規模事業者経営改善資金利子補給金交付申請書（様式第1号）を12回目の支払後3箇月以内に、市長に提出するものとする。ただし、完済の場合は利子の返済が終了した月の3箇月以内とするものとする。

(補給金交付決定等)

第6条 市長は、前条の申請について内容を審査のうえ、適当と認めるときは、補給金額を決定し、申請者に対して三次市小規模事業者経営改善資金利子補給金交付決定通知書（様式第2号）により通知するものとする。

(補給金の請求)

第7条 前項の規定により補給金額の決定を受けた者は、遅滞なく三次市小規模事業者経営改善資金利子補給金交付請求書（様式第3号）を市長に提出するものとする。

(補給金の交付中止)

第8条 市長は、受給者が次の各号のいずれかに該当する場合は、補給金の交付を中止することができる。

- (1) 融資の返済が遅延しているとき。
- (2) 廃業したとき。
- (3) 死亡その他の理由で承継者不明のとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が不適当と認めるとき。

(補給金の返還等)

第9条 市長は、受給者が次の各号のいずれかに該当する場合は、補給金の交付決定を取消し、又は返還を命じることができる。

- (1) 補給金交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
- (2) 市税・料に滞納があるとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、不正の事実があったとき。

(その他)

第10条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、平成30年4月1日から施行する。

(この告示の失効)

- 2 この告示は、令和9年3月31日限り、その効力を失う。ただし、この告示の失効前において、公庫と融資の契約を締結した者については、なおその効力を有する。

(三次市小規模事業者経営改善資金利子補給金交付要綱の失効に伴う経過措置)

- 3 三次市小規模事業者経営改善資金利子補給金交付要綱（平成27年三次市告示第104号）の失効後において、同告示第4条の規定は、これにかかる事務が終了するまでの間は、なおその効力を有する。

附 則（令和3年3月30日告示第79号）

この告示は、令和3年4月1日から施行する。ただし、附則第2項の改正規定は、令和3年3月30日から施行する。

附 則（令和6年3月29日告示第85号）

この告示は、令和6年4月1日から施行する。ただし、附則第2項の改正規定は、令和6年3月30日から施行する。

年 月 日

三次市長 様

住所

氏名

印

電話

※申請者が個人事業主の場合、以下も記入してください。

事業所住所

商号

三次市小規模事業者経営改善資金利子補給金交付申請書

三次市小規模事業者経営改善資金利子補給金を受けたいので、三次市小規模事業者経営改善資金利子補給金交付要綱第 5 条の規定により、次のとおり関係書類を添えて申請します。

なお、交付要件を確認するため市税・料の納付状況について、公簿確認されることを承諾します。

交付申請額 金 円

※ 添付書類

- (1) 日本政策金融公庫発行の利息支払証明書
- (2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

第 号
年 月 日

様

三次市長 印

三次市小規模事業者経営改善資金利子補給金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった三次市小規模事業者経営改善資金利子補給金について、三次市小規模事業者経営改善資金利子補給金交付要綱第6条の規定に基づき、次のとおり決定したので通知します。

交付決定額 金 円

（当該利子補給の対象）

※融資日： 年 月 日

※利 息： 年 月 日～ 年 月 日

様式第3号（第7条関係）

三次市小規模事業者経営改善資金利子補給金交付請求書

年 月 日

三次市長 様

住所

氏名

印

年 月 日付け 第 号により補給金の決定を受けた、三次市小規模事業者経営改善資金利子補給金として、次のとおり請求します。

1 請求金額 金 円

2 振込先

フリガナ	
口座名義	
金融機関名	銀行 金庫 信組 農協 店
口座種別	普通 ・ 当座
口座番号	